

同乗から見る後期摂関権力の確立

はじめに

本稿で取り上げる同乗とは、複数人が牛車や輿に乗ること、またその状態で移動することを指す。

同乗については、服藤早苗氏と東海林亜矢子氏によって母后と天皇の同乗、東海林氏によって后母と娘・孫皇子女の同乗、倉田実氏によって藤原道長と敦康親王の同乗、京樂真帆子氏によって女房たちの同乗と男性貴族の同乗が、それぞれの論著で触れられている。

母后と天皇の同乗は、服藤氏によって、后位にあるという点が重要であることが明らかになっている。また東海林氏は、「道中の便宜だけでなく、その背後にあるバックアップ体制全般を示唆するもの」として、政治的な行為であると述べ、後見が行幸という場では母后同乗として表れたとしている⁽⁵⁾。さらに、母后の同乗相手は天皇に限られており、天皇としか同乗しない母后が同乗することでその後見体制を表現し、王権の安定性を示すことができた⁽⁶⁾と述べている。

后母と娘・孫皇子女の同乗についても東海林氏が、后の母であるという立場でもって期待された后の後見であり、孫皇子女との同車も后

檀 上 遼

の後見の一環であるとの考察を示されている。キサキの後見としては入内時の同乗もあり、入内時は女御宣下前であるため徒歩での入内が普通であるが、この場合は同乗している母や従妹の内親王という立場に下された輦車宣旨に便乗することで、「尊貴の出であることや、後ろ盾がしっかりしていることのアピール」としている⁽⁶⁾。

道長と敦康親王の同乗は両者に外戚関係はないが、道長の娘藤原彰子が親王の養母になっていたことから、道長も敦康親王の養祖父という立場であった。彰子所生の敦成親王が誕生して以降、道長が敦康親王の政治的後見となることはなかったが、敦康親王に皇位継承の可能性がなくなりさえすれば援助を惜しまないのだとして、「同族との思いもあり、この思いが後見を続けもさせたのであろう。」と推察している⁽⁷⁾。

女房たちの同乗は、主人が儀式や行事に出席する際に随って参列する場合に見られる。このときは普段乗る車ではなく主催者側から豪華な車が用意され、女房たちは原則四人で同乗した。これを「人給」といい、人に見せることを意識した行列を飾る目的があり、主人の行列の莊厳化が目的であった。

男性貴族の同乗は、藤原兼家と為尊親王の同乗から明らかなように「後見し、される関係が「同車」にあらわれ」ており、兼家は親王との親密さをアピールするために為尊親王の参内をその周知の場に使った。また、藤原実資とその子息の資平の同乗では、車内で情報伝達がされており、牛車を「手頃な密室」と表現している。実資親子の同乗はほとんどが資平とのもので、後継者とされた人物とのみ、というように同乗は選択が働くと思われる。他にも、血縁者や婚姻関係者との同乗からは同居や尊重関係が、遊びの同乗では交友関係など、同乗には普段からの人間関係が映され、この関係は強制・演出されることもあり、道長は対立する人物との同乗をその空間的密室性から親密さを見せるために政治的に利用したとする⁽⁸⁾。

以上のように、様々な形の同乗について検討がされ、同乗の意図に政治的利用があることは明らかである。京樂氏も、同乗の人物に注目することで、「新たな人間関係が浮かび上がるかもしれない」と、同乗の歴史的注目点としての重要性を説いている。しかし、後の同乗についてはまだ検討すべき事例があり、また東海林氏の論には実例との矛盾点がある。よって、その再考も含めて、後の同乗に注目し後期摂関家の権力の展開との関わりを見ていくことを本稿の目的とする。

第一章 後の同乗

第一節 母後の同乗

「母后」の語は、「天皇の母である后」と「母である后」という意味があり、前者は天皇の母に限定され、後者は天皇に限らず皇子女の母をいう。実際の用例も両方の場合で使われている。そうになると、母親

である后に対して「母后」の語を使用する時期が、前者は子どもが天皇になってから、後者は子どもが誕生した時からになり、該当期に違いが生じる。子どもが天皇であるか否かによって、その母親が持つ政治的影響力や身位には大きな違いが現れるため、「天皇の母である后」と「皇子女の母である后」の混同を避けるために、本論では、「天皇の母である后」として母後の語を用いる。

母後の同乗については東海林氏の述べるところで、幼帝の不安定さを補うために、その後見体制をアピールするものであるとする。そして、一条天皇中宮藤原彰子が即位以前の所生皇子と同乗した形跡がないことを根拠に、母後の同乗相手は天皇に限定されとした。しかし、中宮彰子が即位以前の所生皇子と同乗していないという点と、母後の同乗相手が天皇に限られるという点は、実例と照らし合わせると矛盾が生じる。そこで、まず以下の五例を確認したい。⁽⁹⁾

- ①『小右記』寛弘五年（一〇〇八）十一月十七日条
戌二點行啓、〈出自本宮西門入給自大宮院東面北門、〉
皇后同輿若宮、〈敦成親王、〉
- ②『御堂関白記』寛弘六年（一〇〇九）十二月二十六日条
内参中宮、時戌、其儀如常、金造御、宮々乗給、
- ③『小右記』寛仁三年（一〇一九）三月二十一日条
又夜半許太皇太后宮・中宮同車行啓者、
- ④『左経記』治安二年（一〇二二）七月十三日条
入夜皇太后行啓御堂、次大宮中宮同輦、自上東門院遷御、
- ⑤『小右記』治安三年（一〇二三）五月二十六日条
今夜太皇太后・中宮同輿入内之後同御車云々、

①は中宮彰子が敦成親王出産後、初めての内裏参入において敦成親王と同乗している記事であり、②は同じく中宮彰子が敦良親王出産後、初めての内裏参入で敦成・敦良親王と同乗した記事である。もちろん両親王が即位する以前のこと、東海林氏が、即位以前の敦成・敦良親王と中宮彰子が同乗した形跡がないというのは、根拠として成立しない。

そして③は道長の出家により、太皇太后彰子と中宮威子が内裏から土御門殿に同乗して行啓、④は法成寺金堂供養のため、太皇太后彰子と中宮威子が土御門殿から法成寺に同乗して行啓、⑤は倫子の見舞いから太皇太后彰子と中宮威子が同乗して還啓する記事である。これらは、敦成親王が後一条天皇として即位した後の記事であるため、彰子は母后である。よって天皇以外に妹である中宮威子とも同乗しており、母后の同乗相手が天皇のみという点も成立しない。

これらの事例を解釈するために、同乗している場に注目する。母后と天皇の同乗は、即位儀や祭礼行幸といった公的行事での移御の場合に見られる。公的な場以外の移御で、母后と天皇が同乗している例はなく、公的な場に限定すれば、母后の同乗相手が天皇に限定されるというのは事実である。一方、③④⑤は父道長の出家、法成寺供養、母倫子の見舞いと、いずれも母后と后の出身家に関する要事に際する同乗で、私的な移御において確認される例である。この同乗は、母后と后の間に姉妹関係があったから可能であった。つまり、母后と后の同乗は一家三后という状況にあった、後期摂関期に限定して見られる特殊な例だと言えるだろう。その上で東海林氏の論を見直すならば、母后の同乗相手は公的な場においては天皇に限定されるが、後期摂関期

には私的な場で天皇以外にも同乗する場合がある。その場合、同乗する両者の間には血縁関係がある、とすべきだろう。

また、母后彰子と中宮威子が同乗している時期に目を向けたい。太皇太后彰子と中宮威子が同乗しているのは、③の道長が出家する寛仁三年（一〇一九）三月二十一日から、⑤の倫子の見舞いから共に還啓する治安三年（一〇二三）五月二十六日までである。東海林氏によると、⑬、太皇太后彰子は後一条が即位後に内裏に還御すると、同じく内裏を居所として同居し、治安二年六月頃に内裏を出ている。この頃には後一条への後見は必要なくなり、摂関と天皇の紐帯も妹の中宮威子がいるためである。母后彰子と後一条の同乗も、治安元年十月十四日の春日行幸を最後に見られなくなる。また、同じく内裏で同居していた東宮敦良親王も元服し、妹の嬉子が入内したこともあって、皇太子の日常の後見と摂関の紐帯を妹に任せ、彰子による子への後見は終了したとする。

ここで注目されるのは、母后と天皇の同乗は終了しても、妹后との同乗は続いているという点である。つまり、天皇への後見は終了しても妹后への後見は継続しているのであり、后の後見という点では、妍子の後見のために同乗した倫子のようなのである。

中宮威子は出家前の倫子と同乗していない。これは恐らく、太皇太后彰子が、後一条が即位したことで母后という權威も手にしたことが関係しているだろう。彰子が母后となる以前の三条朝において、皇太后彰子と中宮妍子は同乗していないからである。太皇太后彰子が母后でなければ、中宮威子も倫子と同乗したのかもしれない。しかし従一位である倫子より、母后で天皇から拝礼を受ける立場の彰子の方がよ

り強い後見となる。よって、後の後見の担い手は倫子から母后彰子に移った。そして、母后彰子には、内裏を出て天皇と摂関の紐帯となる役割を終える前後の期間に中宮威子と同乗することで、太皇太后彰子から中宮威子への紐帯の役割の移行を、背後から支えながら円滑に進めることが期待されたと考えられる。

さらに、母后と天皇の同乗における道長と頼通の関与についても確認したい。これに関しては以下の四例を確認する。

a 『小右記』 長和五年（一〇一六）六月二日

鳳輿入自南門、候東橋頭、〈行事中納言俊賢仰可候葱花輦之由、即葱花輿候、然而撰政有命、用鳳輿云々、〉（後略）

b 『小右記』 寛仁二年（一〇一八）十月七日

余申云、主上・太后・東宮可御也、尚令用優吉日尤可善歟、太閤云、太后（藤原彰子）可同輿給行幸、即青宮可渡給者、

c 『小右記』 寛仁二年（一〇一八）十月二十二日

次寄御輿、〈鳳輿、節会及元三日行幸供鳳輿、臨時行幸供葱花輿、近代不被尋旧令、只供鳳輦耳、〉

d 『小右記』 治安元年（一〇二一）十月十四日

次寄御輿、〈鳳輿、失前例、須供葱花、行事大納言不仰歟、亦不知前例□〔歟〕、前例左頭中將朝任藏人進余許云、可御葱花形輿、而寄鳳□〔輿力〕、若可被仰可供葱花輦之由歟如何、余答云、神事行幸□□〔葱花力〕之例、今供鳳輦、違失之甚、然而御輿已供至今何為、朝任諾、〉太后同輿（太皇太后藤原彰子）、〈永祚元年例、〉（中略）并朱雀門東腋門、〈乘輿欲出御自朱雀門、仍從腋門可出御由指示左中將朝任、而依有関白氣色可用正門者、延喜御時

可用腋門由一定了、以此由令関白、〈令御馬候御後、〉有可用腋門者、仍出御自東腋門、

これらは全て後一条とその母后彰子の同乗の記事である。a は一条院遷御の際に、道長の命令で鳳輿を用いることになっているということ、b・c は上東門第遷御にあたり、道長がこの行幸は母后と同乗するべきであるとの意を示し、当日の乗り物が臨時の行幸では葱花輦を用いるところ旧例にはない鳳輿を用いていること、d は春日社行幸の際に、神事の行幸では前例にない鳳輿を用いており、朱雀門を出る時には腋門から出たが、頼通には正門から出るべきとの意があったことが記されている。

まず共通して言えることは、母后と天皇の同乗の記事であるということである。そして乗り物が規定の葱花輦ではなく、天皇の行幸では正式のもので、節会や元三日に用いられる鳳輿が用いられているということである。葱花輦は天皇の行幸では略式のもので、神事や臨時の行幸に用いられる。よってこの三つの事例は葱花輦が用いられるべきである。しかし、実際に用いられたのは鳳輿で、乗り物の格が上げられている。d の頼通の意向も、腋門からの出御より正門から出御することで威厳をより誇示するためであったと考えられる。また、a は土御門殿から一条院への遷御、b・c は内裏から土御門殿への遷御、d の春日社は藤原氏の氏神を祀る社で、格式を上げようとしているのは全て藤原氏や摂関家に関わる場所に関する行幸である。d のような神事の行幸の例では、寛仁元年十一月二十五日に賀茂社行幸の記事があり、母后彰子と後一条の同乗であるが、この時は規定の通り葱花輦が用いられている。

以上のことから道長や頼通は、母后と天皇が同乗する行幸の中でも藤原氏や摂関家に関わる行幸の威儀を、ハレの儀式における正式の行幸並みに高めようとしたと考えられる。道長は、車内の空間の狭さが乗車している人物の関係の親密性を表すという同乗の特性を理解して政治的に利用している。¹⁴ a・b・c・dの事例からは、母后と天皇の同乗に関して、道長や頼通が介入していたということを読み取ることができ、自身以外の同乗も政治的に利用しようとしていたことが分かる。

第二節 母后以外の後の同乗

本節では天皇の母である后ではなくそれ以外の后に視点を置き、その同乗相手について見ていく。事例としては、前節で取り上げた①から⑤の他に七例を挙げる。

⑥『御堂関白記』長和二年（一〇一三）正月十日条

人々即參中宮御方、有酒饌座、〈東廂〉待時、申亥二刻、倚御輿藤壺東戸口、従上御宿所出給、女一位候御輿如常、

⑦『小右記』長和二年（一〇一三）四月十三日条

今夜中宮行啓、先坐皇太后宮、次度給左大臣上東門第云々、
『小右記』同年同月十五日条

資平来云、去夕乍立參皇太后宮、相遇女房云、昨日行啓云々左府啓云々、（中略）后母同輿、

⑧『小右記』長和三年（一〇一四）二月九日条

亥終許師重云、西方有火、（中略）中宮・東宮乗給編代車、御坐八省東廊外、

⑨『御堂関白記』長和五年（一〇一六）九月二十四日条

戌時許東方有火、（中略）院・宮同車給御南大路、

⑩『御堂関白記』寛仁四年（一〇二〇）三月二十二日条

此日无量寺供養、寅時皇太后宮・中宮同輦從西渡給、

⑪『小右記』治安三年（一〇二三）四月一日条

無品禎子内親王於太皇太后宮〈上東門院〉、有着裳事、申時皇太后禎子内親王同車度給太后宮、

⑫『左経記』長元元年（一〇二八）正月二十二日条

事了子刻院宮殿上同車、〈関白殿御服車也、黑筵張黑御下簾、簾尻懸綱等也云々〉、令遷御西殿給、（中略）院宮下御坐後、殿上又令渡南殿給云々、

①から⑤は前述した通りである。①②と合わせて、⑪も禎子内親王の裳着を太皇太后彰子の土御門殿で行うにあたり、禎子内親王とその母である皇太后妍子が同乗した記事で、后と所生皇子女の例である。

①の同乗は、『御堂関白記』¹⁵では中宮彰子の母である源倫子と敦成親王の同乗と記されており、『小右記』の記述と『御堂関白記』の記述とどちらが正しいのかは不明である。しかし、『小右記』の記述である藤原実資が前例にないことに対して批判を残す人物であるのに、批判なしにこの同乗を記録していることから、后が所生皇子と同乗することは当時の認識としてあったと理解できる。また、②で敦良親王と中宮彰子が同乗していることから、①で敦成親王と中宮彰子が同乗していた可能性は十分にあるだろう。

⑥は三条中宮藤原妍子が懷妊したため里帰りする時に、⑦は同じく中宮妍子が藤原齊信の邸から土御門第に還啓する時に、母の倫子と同

乗している記事である。妍子と倫子の同乗は後の後見であろうが、天皇に入内した道長の娘三人の中で、后位に在る間に出家以前の倫子との同乗の記事が残るのは妍子のみである。東海林氏は、倫子と娘后や孫親王との同乗について、倫子が寛弘五年の行幸賞で従一位という高位になったこと⁽¹⁷⁾によって万全な後見体制を示したり、移御を格式高いものにできたとする。倫子の位が娘后の後見になっていたのなら、妍子に同乗例が集中するのは、三人の娘の中で特に妍子の立場に不安要素があったからではないだろうか。姉の彰子の場合、入内時には定子が中宮で、すぐに第一皇子敦康親王を出産したが、定子は出家の身でなおかつ後見も弱い。さらに、第二皇女を出産後定子は崩御し、彰子は敦康親王を養子として、関係を構築する体制も取ることができた。妹の威子の場合、儲けたのは二人の皇女のみであったが、後一条天皇の唯一の後であった。また、彰子が母后としてより強い後見をすることができた。一方妍子の場合、東宮居貞親王に入内した時には既に藤原成子に四男二女がおり、第一皇子の敦明は元服も済んでいた。さらに道長と三条は不仲であったし、妍子は皇子を儲けることもなかった。彰子と敦康親王のように、他の後の皇子と関係を構築することも、その生母が存命で皇子自身も元服を済ますほど成長しては困難であろう。三条即位後に、成子に先立って中宮に立后されたものの、その身位には不安要素がついて離れなかったものと思われる。しかし三条朝においても、摂関家の権威を及ぼすには中宮妍子の存在が要であり、従一位倫子の同乗という策が取られたと考えられる。

ここで一つ注目したいのが、娘后や孫親王との同乗記事が散見する倫子が、娘の入内時には同乗していないという点である。東海林氏は、

入内時の同乗例として、一条女御藤原元子とその母の盛子内親王、円融女御藤原皇子とその従妹の選子内親王の例を挙げている。⁽¹⁸⁾入内時は女御宣下前であるため徒歩での入内が原則である。しかし、内親王である母や従妹が付き添うことで、その内親王という地位に輦車宣旨が下され、これに同乗することで元子や皇子は徒歩での入内を免れた。輦に乗ることで天皇家に近い人物であること、確かな後ろ盾を持つことを、他のキサキとの違いとして可視化したのである。

そこで彰子・妍子・威子の入内時を見てみると、元子・皇子の入内時と異なるのは、まず、母倫子が内親王でない点である。倫子は宇多天皇の曾孫ではあるが、父の代から臣籍降下しており内親王と比べれば地位の差は明らかである。しかし、そのために彰子入内に向けて叙位がなされ最終的に従一位を授かるのであり、後ろ盾のアピールは十分可能であったはずである。もう一つ異なるのは、彰子・妍子・威子は入内する本人に輦車宣旨が下されている点である。⁽¹⁹⁾元子・皇子は自身に輦車宣旨が下されなかったため、母や従妹に立場を引き上げてもらう必要があった。しかし、彰子・妍子・威子は本人が輦に乗れる資格を持っているため、他の人に立場を引き上げてもらう必要がない。むしろ、一人で乗る方が本人に輦車宣旨が下ったことを示すことができる。より効果的に娘キサキと他のキサキとの違いを引き立たせるため、同乗するにも状況を見て選択的に行われていることが窺える。

⑧は内裏が焼亡した際に、中宮妍子と東宮敦成親王が網代車に乗って避難する記事で、甥との同乗例であり、⑨は枇杷殿が焼亡した際に、三条院と中宮妍子が同乗して避難した記事で、院との同乗例である。この二例については第二章で述べる。

③④⑤の他に、⑩は法成寺金堂供養に際して太皇太后彰子と中宮威子が、⑫は法成寺における道長の七十七日法要に際して女院彰子と中宮威子、倫子が同乗した記事で、彰子・妍子・威子三姉妹の内の二人の組み合わせで同乗している。五例の内、四例が彰子と威子の組み合わせで、残り一例は妍子と威子の組み合わせになり、彰子と妍子の組み合わせも三人での同乗もない。組み合わせの内、一人は威子に確定している。彰子と威子の組み合わせが多いのは、彰子が後一条天皇の母として、治安二年（一〇二二）六月頃まで内裏に同居し、以降は土御門殿を居所としたが、度々内裏に滞在しているためであろう。⁽²¹⁾但し、⑩の時は彰子は土御門殿、威子は内裏にいたため、威子が一旦土御門殿に移って共に法成寺に移御したことになる。一旦土御門殿に移って姉妹で移御するのは、⑩の皇太后妍子と中宮威子の同乗でも行われている。母后である姉后と妹后の同乗は、天皇と摂関の紐帯となる役割の移行という意図があったと考えられるが、それ以外に姉妹の同乗には、一家三后を成し得た摂関家の權威の示威という面もあるだろう。

⑩で妍子と威子の組み合わせが一例のみ見えるのは、この時太皇太后彰子は妍子と威子に遅れて内裏から移っており、何らかの理由で中宮威子と同乗できない状況にあったため、彰子に代わり皇太后妍子が同乗したのではないかと推測する。

三后を占めているというのは道長家にとって他家にはない強みであるが、公的な場ではこれを発揮する機会がなかなか無く、母后は天皇との同乗に限られる。しかし出身家の要事という私的な場においてなら、血縁関係を前提として姉妹の同乗が可能になり、アピールの機会を得ることができる。母后と天皇の同乗において、道長らが干渉し同

乗を政治的に他者にも利用したと述べたが、姉妹の同乗も摂関権力の浸透と展開のための同乗の利用であった。

以上の記事から、母后以外の後の同乗相手は子ども、母親、甥、院、姉妹と、母后のようにには特定の人物に限られていないことが分かった。むしろ天皇との同乗が見られない。母后とそれ以外の后では、同乗相手に明確な違いが表れている。

第三節 女院の同乗

過去に后であったという性格を持つ者として女院の同乗も取り上げる。

女院の同乗は⑫の一例のみが確認できた。上東門院彰子の例しか見られないため、ここでは彼女に注目するが、彰子が后であったところと比べて例が格段に減少している。

要因としては彰子が后位を降りたことが挙げられる。天皇の後見が終了しているため、彰子が同乗するなら中宮威子との同乗が想定できるが、天皇と摂関の紐帯の役割の移行としての同乗も、⑤の翌三年五月二十六日を最後に見られなくなり、約一年をもって紐帯の役割の後見は終了したと考えられる。その上、后位を降りれば彰子は三后から外れることとなり、三后を占めていることのアピールも出来なくなるため中宮威子と同乗する意味はなくなる。

女院となっても天皇の母という性格が無くなるわけではないため、その權威でもって後見は可能であろうが、子の後朱雀天皇も孫の後冷泉天皇も即位時はそれぞれ二十八歳、二十一歳であるため、同乗は必要である。そもそも、女院であるため天皇との同乗はできない。⁽²³⁾中

宮威子と同乗していることから、后との同乗は可能であったのだろうが、后となることを期待されただろう妹の嬉子は後朱雀天皇の東宮時代に既に亡くなっているし、それ以降の后は、姉妹や子ほどの血縁はない。また、内裏焼亡などの臨時的な場合を除いて同居していないため、同乗する状況にならなかったと思われる。よって状況的にも同乗するには条件が揃わず、同乗の記事は減少したのである。同乗の政治的利用は、同居、后位、血縁という条件に拠っていた。

では、女院彰子と中宮威子の姉妹の同乗による后位の掌握のアピールではないなら、この⑫の同乗をどう見るか。これは倫子が天皇生母の彰子と中宮威子と同乗していることに注目すべきだろう。三者は法成寺から土御門殿に移っており、行き先が同じであることは大前提ではある。加えて、道長の死によつて権力者の妻という性質を失った倫子は、天皇生母と中宮の母であるという立場を有しており、それ故に、道長亡き後も摂関家の尊ばれる存在であるということを示すものであったと考えられる。

第二章 同乗される場

第一節 公的な場と私的な場

同乗される場は公的な場と私的な場に分けられる。

公的な場は儀式や諸社寺・邸への移御が挙げられる。例えば、後一条即位式や、dの例に見える春日社行幸など、諸社寺行幸での母后と天皇の同乗、また、彰子と所生皇子の内裏還啓での同乗、⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾妍子の懷妊による退出での母倫子との同乗など、⁽²⁶⁾后の里第退出・内裏還啓における同乗も、これにあたるだろう。

私的な場は祭見物、遊覧、出身家の要事での移御が挙げられる。祭見物での同乗は、前期摂関期では賀茂臨時祭における藤原忠平・成明親王、⁽²⁸⁾後期摂関期では賀茂祭における道長・伊周、⁽²⁹⁾道長・三条天皇皇子四名、⁽³⁰⁾そして、道長・敦成親王、⁽³¹⁾道長・敦康親王・敦良親王の同乗などの例がある。⁽³²⁾

忠平・成明親王の例があるように、祭見物での同乗は前期摂関期から見られる。忠平と成明親王は、忠平の妹である穩子が成明親王の母であるため伯父・甥関係である。成明親王は当時まだ皇太子ではなかったが、兄の朱雀天皇に未だ子がない中、中宮穩子の子で天皇の弟ということもあり皇位継承者になる可能性は最も高かったであろう。

その成明親王との外戚関係の強調とさらなる関係構築がこの同乗の目的であると思われる。道長と孫親王の同乗、中でも敦成親王・敦良親王との同乗も、忠平と成明親王の同乗と目的は同じと考えられる。

道長と敦康親王の同乗は倉田氏によると、孫であることと同族意識から後見として行われたとある。⁽³³⁾確かに敦康親王との同乗も、敦成親王・敦良親王との同乗も、孫を祭見物に連れて行くという意図は勿論あっただろう。特に敦康親王と道長の同乗は、長和五年（一〇一六）

四月二十四日のことで、彰子所生の敦成親王・敦良親王が誕生した後、さらには敦成親王が後一条として即位した後のことである。道長にとつては皇位継承の圏外にある敦康親王と同乗することで、何か政治的な効果を期待しているとは考えにくい。しかし、敦成親王や敦良親王は、確かな後見を持つ皇位継承者、もしくは、そう成り得る存在であり、この両者との同乗は道長にとつて次期天皇との関係の強調と構築という意図もあったはずである。この二親王との同乗は単に祖父・

孫の同乗という要素だけではない。現に、三条院は敦康親王・敦良親王に、物忌と称して道長の棧敷に行かないようにとどめている。³⁴⁾野田有紀子氏によると、「一緒に見物することは両者の親密度や従属関係を明示するものであって、上皇はそれを避けようとした」とあって、見物での同席・同乗の関係構築の場としての政治性を表している。³⁵⁾

皇太子と外戚の関係構築については、東海林氏による母後の内裏居住についての検討の中で触れられている。皇太子の居所が穩子のころに内裏の中に取り込まれるようになったことで、皇太子が幼いうちから「次代天皇と次代母后、外戚の間にミウチ意識を育てるシステムが作動する」。これにより、宇多天皇のころに一旦途絶していた摂関政治は穩子の兄の忠平が摂政となり再開したのだと述べられている。³⁶⁾皇太子や皇太子に成り得る人物との関係構築は、その人物が即位した後の摂関政治の円満な運営に関わるため、なるべく早い段階から開始することが望ましいものであった。ゆえに、この関係構築を進めていくために、血縁の強さを意識させる目的で同居の他のツールとして同乗も用いられた。皇太子・外戚の本人同士による同乗は、母后を仲介する同居以上に両者の関係性を密接に結びつけることになっただろう。

そして、この同乗の場として用いられたのが祭見物の場である。仁藤智子氏によると、見物は平安初期における光孝天皇の御禊行幸の「縦観」を王権が許したことで観客の存在が見えてくるようになる³⁷⁾とされており、その見物自体も規模や華麗さ、人間関係などに注目して第三者から見物されるようになる。³⁷⁾京樂氏が「誰と誰が同車しているかは、外から見てわかる。同車する関係に注目するがゆえに、実資も日記に他人の同車を四二例記録している」と述べるように、³⁸⁾見物人の

人間関係に対する注目は高かった。また、野田氏によると、「一条朝後半〱院政期にかけて権力者の見物所に参集して見物する例が増加」し、道長政権以降は祭礼見物の場に政治的秩序が含まれるようになり、「見物は単なる私的な行為以上の意味合いを帯びるようになった」とある。³⁹⁾

見物の場は、貴族にとっては私的な興でありながらも、政治的な注目をし、また注目をされる場であった。そして、そのことは当人たちの理解するところでもあった。だからこそ、道長も公卿が参集する自身の棧敷に、孫親王と同乗して見物に訪れた。自身に向けられる注目を利用して、親王と同乗できる立場であること、その親王を皇位継承者として望み後見していることを周囲に知らしめるには最適であった。参集した公卿には、その後見体制に基づく道長の外孫擁立の方針への賛同も期待されたかもしれない。特に賀茂祭などの祭は毎年恒例に行われるため、その見物の場は定期的で確実な機会である。祭見物の場が関係の構築とアピールの場という認識は前期摂関期には存在しており、後期摂関期にも引き継がれ、祭見物時の同乗の例が頻出するようになったと考えられる。

第二節 緊急時

同乗の場には、公的な場と私的な場以外に、緊急時の同乗があり、^{⑧⑨}と次に挙げる^⑬がこれにあたる。

⑬ 『権記』寛弘六年十月四日

則孝朝臣云、南方失火云々、(中略)一宮・一品宮同車御南門、

⑬ 一条院内裏が焼亡した際に敦康親王と姉の脩子内親王が同乗し

て避難した記事である。

⑧⑬はそれぞれ、同乗している女性が親王の後見を担っていることを表している。⑬は中宮彰子に敦成親王が誕生した後で、敦康親王の後見的役割は姉で准三宮の脩子内親王が担ったと思われる。そして⑧については、東宮敦成親王の母である皇太后彰子是一条天皇崩御ののち枇杷殿に御在所を移し、東宮敦成親王は内裏凝華舎に、中宮妍子は内裏飛香舎に入っている。三条朝において、内裏焼亡の場合を除いて彰子・敦成親王親子は同居していないため、同居して日常的に母親代わりとなったのは彰子の妹で敦成親王の叔母である中宮妍子であっただろう。敦成親王は東宮位にあり外祖父道長も左大臣ではあったが、後宮内に最も身近にいて後見となる母がいないというのは不安が残るし、東宮と外祖父の紐帯となる存在が不在となってしまう。しかし、叔母・甥という血縁関係で結ばれている中宮妍子が後宮にいたことで、東宮を擁する人物を後宮に確保でき、東宮と外祖父の紐帯ともなった中宮妍子自身も東宮を擁することで、皇子がないという後宮内での立場の弱さを補うことができたであろう。中宮妍子に皇子の誕生がなかったことは、妍子にとっても摂関家にとっても不利な状況ではあったが、だからこそ、中宮妍子による甥への円満な後見が可能だったと言えるのではないだろうか。

長保三年（一〇〇一）十一月十七日の内裏焼亡では、敦成親王誕生前であるため中宮彰子と敦康親王が共に避難している。⁽⁴⁰⁾この時には同乗はしていないが、この例も合わせてみると、緊急時には親王が幼ければその後見となる母、もしくは母代わりとなる人物が共に避難する傾向があると考えられる。

⑨の三条院と中宮妍子の同乗からは、天皇位に在る時と位を降りてからの同乗相手の変化が見られる。天皇が幼少時であれば母后が同乗するが、成人してから誰かと同乗する例は見られない。厳密に言えば、後一条天皇は寛仁二年（一〇一八）に九歳で元服した後も、治安元年の十四歳まで母后彰子と同輿をしているから、成人と言っても元服が済んだということではなく、自立できると判断できる年齢になると、同輿をしなくなるのだろう。しかしここでは院と后が同乗しており、在位時と天皇位を降りて上皇となつてからでは明確な違いが生じることが分かる。

天皇が幼年である場合に母后と同輿するのは、幼年であるが故の不安定さを払拭するために、母后を通して確かな後見を持つていることの顕示と移御の補佐のためであるが、天皇が自立できるようになればその必要はなくなる。嵯峨上皇のころから上皇が内裏に中に入ることがなくなり、王権の主体は天皇ただ一人であることが明確化されてきた。移御に際して成人天皇が一人で乗輿するのも、ただ一人の王権の主体であることの可視化ではないだろうか。故に天皇位を降りるということは、その超越性を失い唯一の王権の主体の可視化である必要がなくなるため、同乗が可能になった。身位の変化が同乗にも影響することが読み取れる。

また、ここで同乗しているのが中宮妍子であるのはこの時両者が枇杷殿で同居していたからである。皇子を四人儲け、そのうちの一人が皇太子となっている皇后城子は同居せず、皇子のない中宮妍子が正妻とみなされた。東海林氏によると、道長にとって城子所生の敦明親王は脅威であり、城子と三条院を別居にすることで敦明親王と院も別居

することになり、「皇太子と院の勢力を不用意に結集させない効果もあった」としている。⁽⁴¹⁾同乗の前提には同居があるが、誰が同居して誰がしないかは摂関家の意図が反映されており、それがそのまま同乗の組み合わせにつながった。

以上、避難時の同乗の例を見たが、時間的余裕のない中で共に避難するとなれば、同じもしくは近い殿舎でなければ不可能である。同乗している人物が日常的に近い距離で過ごしていたということが、緊急時だからこそ意図や計算でなく表れた。そして、その同乗している人物の組み合わせには摂関家の政治的意図が影響しており、その変化に左右されるものであった。

第三章 前期摂関期と後期摂関期における違い

前期摂関期と比較すると、後期摂関期の同乗は多用され、多様化するという変化が見られる。

特に天皇家・摂関家に関する同乗に注目すると、前期の記録として『九曆』『貞信公記』を確認した中で、その内容が詳細でないことは留意すべきだが、天皇と母后、親王と外戚または権力者といった同乗の例が見られる。⁽⁴²⁾対して、後期摂関期は同乗記事自体が圧倒的に多く、天皇と母后、親王と外戚一族、后と后母、后と親王、后同士、院と后、といったように同乗する人物の組み合わせの増加に伴って、同乗される場合も広まりを見せる。⁽⁴³⁾その中でも特に、后に関する同乗は新たに見られる例である。

ここでは、后同士の同乗について考察したい。この后同士の同乗は私的な場において姉妹という強い血縁関係をもとにした、道長の娘た

ちに見られた例である。

姉妹で后という例は宇多・醍醐朝にも見える。宇多女御の藤原温子と醍醐中宮藤原穩子は藤原基経の娘である。宇多・醍醐二代の天皇に一家から娘が入内しているのは道長とも類似する。しかし、温子・穩子の頃には姉妹の同乗が見られない。これについては、温子・穩子姉妹と彰子・妍子・威子姉妹の違いを確認する必要があるだろう。

藤原温子は藤原基経と嵯峨天皇皇子忠良親王の娘である操子女王を父母とする。仁和四年（八八八）に宇多天皇に更衣として入内し、同年女御宣下を受け、寛平二年（八九〇）には内親王を出産する。寛平九年、宇多天皇讓位に際して皇太夫人となり、中宮と称され、中宮職も置かれた。延喜五年（九〇五）に出家、同七年六月八日に三十六歳で崩御する。宇多女御藤原胤子の没後、その遺児のちに醍醐となる敦仁親王の養母となっていた。

皇太夫人に関しては、服藤早苗氏が春名宏昭氏の論より、后位と法制上は同等であったこと、大宝令によって、成立当初から天皇大権の代行という機能が規定されていたことを確認されている。温子に皇太夫人の位が与えられたのは、醍醐の養母であったためであるが、生母ではなかったため皇太后に昇ることはなく、夫天皇が讓位後は、内裏に入ることも不可能であった。⁽⁴⁴⁾

藤原穩子は同じく基経と仁明の皇子人康親王の娘を父母とし、延喜元年（九〇一）女御宣下を受け、延長元年（九二三）に中宮となる。承平元年（九三一）には皇太后、天慶九年（九四六）には太皇太后となり、天曆八年（九五四）に七十歳で崩御する。延長元年七月二十四日に朱雀天皇となる寛明親王を、延長四年六月二日に村上天皇となる

【表1】

年	月	日	場	人物
承平2 (932)	10月	25日	大嘗会御祓	穂子・朱雀
	11月	13日	大嘗会	穂子・朱雀
承平3 (933)	9月	26日	大極殿行幸	穂子・朱雀
天慶元 (938)	11月	30日	賀茂臨時祭	忠平・成明親王
天曆2 (948)	1月	2日	朱雀院移御	主人卿 (式部卿敦実親王)・中務卿 (重明親王)・師補

【表2】

年	月	日	場	人物
寛和2 (986)	12月	20日	円融寺行幸	詮子・一条天皇
永祚元 (989)	2月	16日	円融寺朝覲行幸	詮子・一条天皇
	3月	22日	春日社行幸	詮子・一条天皇
正暦元 (990)	1月	11日	円融寺行幸	詮子・一条天皇
寛弘元 (1004)	3月	28日	白河殿御覧	花山院・道長
	4月	20日	賀茂祭見物	倫子・敦康親王
	5月	27日	土御門第御幸	花山院・道長
	10月	21日	平野・北野社行幸見物	倫子・敦康親王
寛弘2 (1005)	4月	20日	賀茂祭見物	道長・伊周
寛弘5 (1008)	11月	17日	内裏参入	彰子・敦成親王 (『御堂関白記』では倫子・敦成親王)
寛弘6 (1009)	10月	4日	一条院内裏焼亡	脩子内親王・敦康親王
	12月	26日	内裏参入	彰子・敦成親王・敦良親王
長和2 (1014)	1月	10日	朝覲行啓	倫子・敦成親王
			里第に退出	妍子・倫子
	4月	15日	土御門第還啓 (途中、彰子の枇杷殿に渡る)	妍子・倫子
		24日	賀茂祭見物	三条天皇皇子4名・道長
		25日	賀茂祭見物	敦成親王・道長
長和3 (1015)	2月	9日	内裏焼亡	妍子・敦成親王
	10月	25日	宇治第遊覧	敦康親王・道長
	11月	10日	脩子内親王第参入	敦康親王・道長
長和4 (1016)	9月	20日	新造内裏還幸	敦成親王・倫子
長和5 (1017)	2月	7日	即位式	彰子・後一条天皇
	4月	21日	賀茂斎院御祓見物	敦良親王・道長
		24日	賀茂祭見物	敦良親王・敦康親王・道長
	6月	2日	一条院遷御	彰子・後一条天皇
	9月	24日	枇杷殿焼亡	三条院・妍子
寛仁元 (1017)	11月	25日	賀茂社行幸	彰子・後一条天皇
寛仁2 (1018)	4月	28日	新造内裏還宮	彰子・後一条天皇
	10月	22日	上東門第行幸	彰子・後一条天皇
寛仁3 (1019)	3月	21日	道長出家	彰子・威子
		22日	上東門第行啓	彰子・威子
	4月	11日	内裏還啓	彰子・威子
寛仁4 (1020)	3月	22日	無量寿院落慶供養	彰子・威子
治安元 (1021)	10月	14日	春日社行幸	彰子・後一条天皇
治安2 (1022)	7月	13日	御堂遷御	彰子・威子
		14日	法成寺金堂供養	彰子・威子
治安3 (1023)	4月	1日	禎子内親王着裳	妍子・禎子内親王
	5月	26日	内裏参入	彰子・威子
長元元 (1028)	1月	22日	道長七十七日法会	彰子・威子・倫子

成明親王を出産する。穩子が皇太后になった承平元年から天曆八年の間、後宮には中宮・皇后が不在であったため、穩子が中宮となった延長元年以降、中宮の呼称は穩子を指した。

彰子・妍子・威子は道長と倫子を父母とし、それぞれ、彰子は長保元年（九九九）に一条に入内し、同二年に中宮となる。当時、中宮位には藤原定子がいしたが、出家していたことから、大原野社の祭祀を行う者がいないということを理由に、定子を皇后とし彰子を中宮にするという一帝二后の状態が生じた。長和元年（一〇一三）に皇太后となり、寛仁二年（一〇一八）に太皇太后、万寿三年（一〇二六）に出家し、上東門院を号する。承保元年（一〇七四）に八十七歳で崩御する。寛弘五年（一〇〇八）に敦成親王、翌六年に敦良親王を出産し、後一条・後朱雀の母として多大な影響力を有した。妍子は寛弘元年に内侍となり、寛弘七年に東宮居貞親王に入内し、同八年、三条即位のち女御宣下を受ける。長和元年に、のちに皇后となる三条女御藤原城子に先立ち中宮となり、同二年には内親王を出産する。寛仁二年に皇太后となり、万寿四年に出家し、即日、三十四歳で崩御する。威子は長和元年に内侍、寛仁元年に御匣殿別当に任ぜられる。寛仁二年に後一条に入内し女御、ついで中宮となる。万寿三年に章子内親王、長元二年（一二一九）に馨子内親王を出産する。長元九年に出家し、その二日後三十八歳で崩御する。

以上五名の身位の変遷は表3・表4の通りであり、温子・穩子の場合、温子が皇太夫人である間は、穩子は女御であり、穩子が中宮となったのは、温子が崩御した後である。両者が后位にある時期はかぶっていない。一方、彰子・妍子・威子の場合は、三者の後位にある

【表3】

年	温子	穩子
仁和4年(888)	入内／更衣→女御	
	↓	
寛平9年(897)	皇太夫人（中宮を称す）	
	↓	
延喜元年(901)	↓	女御
	↓	↓
延喜5年(905)	出家	↓
	↓	↓
延喜7年(907)	崩御（36歳）	↓
		↓
延長元年(923)		中宮
		↓
承平元年(931)		皇太后
		↓
天慶9年(946)		太皇太后
		↓
天曆8年(954)		崩御（70歳）

時期がかぶっている。つまり、温子・穩子では后同士の同乗にはならず、彰子・妍子・威子の場合は后同士の同乗になった。后同士の同乗が、后位を占める一家の権威を表せるのは、同乗する両者が后位にあるからこそ可能である。そう考えると、温子・穩子の時にこの姉妹の同乗が見られないのは、この二人では后同士にはならなかったため、同乗を母后と天皇の同乗以外に利用しようという考えが生じる状況になかったのではないだろうか。

また、彰子・妍子・威子は同母姉妹であるが、温子・穩子は異母姉妹である。基本的に当時は母が違えば兄弟姉妹であっても別に育つ。同じ父を持つということが両者の関係の紐帯となるはずであったのだ

【表4】

年	彰子	妍子	威子
長保元年（999）	入内／女御		
	↓		
長保2年（1000）	中宮		
	↓		
寛弘元年（1004）	↓	内侍	
	↓	↓	
寛弘7年（1010）	↓	入内	
	↓	↓	
寛弘8年（1011）	↓	女御	
	↓	↓	
長和元年（1012）	皇太后	中宮	内侍
	↓	↓	↓
寛仁元年（1016）	↓	↓	御匣殿別当
	↓	↓	↓
寛仁2年（1018）	太皇太后	皇太后	入内／女御→中宮
	↓	↓	↓
万寿3年（1026）	出家／上東門院	↓	↓
	↓	↓	↓
万寿4年（1027）	↓	崩御（34歳）	↓
	↓		↓
長元9年（1036）	↓		崩御（38歳）
	↓		
承保元年（1074）	崩御（87歳）		

ろうが、その父である基経は穩子が入内する以前の寛平三年（八九一）に亡くなっている。溫子の入内は父基経の働きであろうが、穩子の入内は同母兄である時平等の働きであろう。後見となる人物も違い一家という意識の礎である父もなく、両者が基経流という既に中心人物のない流派を、連携して盛り立てようとする動きを取ろうとすると考えにくい。

さらに、溫子と穩子は居所が異なる。彰子・威子や妍子・威子の同乗は、殿舎は違うが同じ内裏から出発したり、両者が一旦土御門殿に

移ってからの同乗である。⁽⁴⁵⁾ 移御の目的が同じであれば、違う居所から同じ場所に集まって、共に移動するということも可能であるが、姉妹関係を前提とした移御をしようにも、両者を一家としてつないでいた基経家はすでにないため、基経関係という共通の目的がなければわざわざ違う場所から同乗する必要も機会もない。

以上の要因から、溫子・穩子の時には姉妹で后同士の同乗にはならなかった。一方、条件のそろった道長の頃の後期摂関期にこそ、姉妹で后同士の同乗という新たな形が生じたと言える。

おわりに

以上、史料の記事を追って、後期摂関期における同乗について見てきた。

同乗は権威や人間関係の顕示や構築の場として重要かつ有効なツールであり、後期摂関家はこれを政治的に利用した。同時に、後期摂関家の後宮政策によって同乗の影響力や機会をさらに有することとなり、これによって同乗の政治的利用は一段と盛んになった。これにより同乗は後期摂関家の権力の確立に貢献することとなった。

最後に摂関期以降の同乗の様相の一端を、后同士の同乗に注目して簡単にではあるが確認したい。

院政期にかけても、后同士の同乗の例は見られない。しかし、姉妹が連続する天皇の后となった例がなかったわけではない。藤原忠通の娘、聖子・育子・呈子はそれぞれ崇徳・二条・近衛天皇の中宮となった。藤原公能の娘、多子・忻子はそれぞれ近衛天皇皇后・後白河天皇中宮となり、多子は二条天皇後宮にも入り、太皇太后になっている。

この聖子・育子・呈子と多子・忻子の場合を考えるには様々な視点があるが、ここでは「養子」という点に注目しようと思う。

聖子・育子・呈子の場合、聖子は忠通の実子であるが、他二人は養子であり、呈子の実父母は藤原伊通・藤原玄子、育子の実父母は藤原実能・源俊子である。多子・忻子は同父母姉妹ではあるが、多子は藤原頼長の養女となっている。忠通と頼長が、それぞれ養女とした多子と呈子を近衛天皇に嫁がせる構図になっており、多子と呈子が養父の娘として入内したこと、実父の娘としてふるまう立場になかったことが分かる。一方、養子として兄弟姉妹関係になった場合は、血縁を意識することもなく、強いつながりを築くことにはならなかっただろう。つまり、養子として姉妹となった場合には、姉妹間で強力な結びつきを形成するまでには至らず、かといって同父母姉妹でも養子に出てしまえば、その子女は養父の影響下にあり、元の姉妹と一家としての意識は持ち得なかったと考えられる。

また、姉妹である后同士の同乗には父親（時に兄弟）の働きかけがあったわけであるが、この二例についても父親（養子になっている場合は養父）の存在を考えたい。後期摂関期においては、后同士の同乗は前例がなかったわけであるが、それが実現できたのは道長が政治の主導者として存在感を示していたということが大きな背景にある。左大臣であり、摂関であり、後の父親であり、天皇の外戚であるという、前例主義の宮廷社会の中で異例を打ち立てても、周囲の反発を受け、ともすれば立場を危うくするような状況にならないだけの根柢を有していたから可能だったのである。多子・忻子の場合、多子は頼長の養女になっているが、仮に両者に公能の娘としての意識があったとして

も、摂関や氏長者でない公能に異例を可能にするだけのものはなかっただろう。頼長・忠通にしても、摂関家ではあるものの、摂関家の弱体化と内部分裂、また、天皇家ひいては政治を領導する院の存在があり、社会的な絶対性は持ち得なかっただろう。道長の先例があるとはいえ、異例には変わりないことをできるだけの立場ではなかったと思われる。

何度も述べたことであるが、后同士の同乗が可能であったのは后同士が姉妹であったからであり、なぜその状況が成ったのかといえば、道長の娘が連続する三代の天皇にそれぞれ入内した、いわゆる一家三后という後宮政策に成功したからである。そして外戚であること、左大臣・摂関として政権の核となる存在であったことなど、異例を、先例を知らない愚かな行為にしないだけの前提を有していた。后同士の同乗が摂関家の権威をアピールする「形」とするなら、中身を伴わないものは愚行とされ、中身が伴っていれば、受け手が内心に思うものが多少はあろうが、内実を備えたアピールとして成立するのである。だからこそ、そもそも「形」ができなかった前期摂関期にも、摂関家の弱体化により「中身」が伴わなかった院政期にも、この事例は見られないのである。

后同士の同乗の例が後期摂関期のみで、以前・以降には見られないということは、摂関家がその地位を確立し、のちに摂関政治から院政へと移行していくなかで変化する摂関家の様相を反映しているものである。後期摂関期以前・以降と通観すると、後期摂関期において、貴族社会のなかで他家とは一線を画す「家格の形成」を図った摂関家の動向として、后同士の同乗の特異性が殊更に浮き上がって見えるだろう。

註

- (1) 服藤早苗「九世紀の天皇と国母 女帝から国母へ」(小嶋菜温子他『物語研究』、物語研究会、二〇〇三年)、東海林亜矢子「摂関期の后母―源倫子を中心に―」(服藤早苗『平安朝の女性と政治文化』、明石書店、二〇一七年)
- (2) 東海林前掲注1論文
- (3) 倉田実『王朝摂関期の養女たち』(翰林書房、二〇〇四年)
- (4) 京樂真帆子『牛車で行こう!』(吉川弘文館、二〇一七年)
- (5) 東海林前掲注1論文、(八八頁)、吉川真司「摂関政治の転成」(『律令官僚制の研究』塙書房、一九九八年、初出は一九九五年)
- (6) 東海林前掲注1論文
- (7) 倉田前掲注3論文(二九二頁)
- (8) 京樂前掲注4論文
- (9) 京樂前掲注4論文(二三三頁)
- (10) 同乗に関する史料は、大日本史料より『小右記』・『御堂関白記』・『権記』・『左経記』を中心に確認した。また、上記以外の史料も大日本史料から確認している。
- (11) 翌日の『小右記』寛仁三年三月二十二日条にも「今晚太皇太后・中宮同車行啓、(行啓入道太閤上東門第)」の記載。
- (12) 翌日の『小右記』治安二年七月十四日条にも「去後母后・中宮合乗輦從西院上東門院渡給」の記載。
- (13) 東海林亜矢子『平安時代の后と王権』(吉川弘文館、二〇一八年)(九五、九六頁)
- (14) 京樂前掲注4論文(二三〇頁)
- (15) 『御堂関白記』寛弘五年十一月十七日条
- (16) 東海林前掲注1論文
- (17) 東海林前掲注1論文
- (18) 東海林前掲注1論文
- (19) 彰子は長保元年十一月一日(『御堂関白記』)の入内時に、妍子は寛弘八年十月五日(『御堂関白記』)の三条天皇即位後初の新造内裏参入で、威子は寛仁二年三月七日(『御堂関白記』)の入内時に、輦

車宣旨が下されている。なお、妍子は同年八月二十三日に女御宣下を受けている。

- (20) 『扶桑略記』同日条に「中宮、東宮同輦、」の記載。
- (21) 東海林前掲注13論文
- (22) 第一章第一節参照
- (23) 野村育世『家族史としての女院論』(校倉書房、二〇〇六年)に、「女院号宣下ののちには、出家前であっても天皇との同輿は禁じられていた。女院は、天皇を取り巻き守護する儀礼からは、基本的に外されたのである。」とある。
- (24) 『小右記』長和五年二月七日条
- (25) 第一章第一節で既述。他にも、『小右記』永祚元年三月二十二日条には、一条天皇と母后藤原詮子の同乗が見られる。
- (26) ①『小右記』寛弘五年十一月十七日条、②『御堂関白記』寛弘六年十二月二十六日条が該当記事。
- (27) ⑥『御堂関白記』長和二年正月十日条が該当記事。
- (28) 『貞信公記』天慶元年十一月三十日条
- (29) 『御堂関白記』寛弘二年四月二十日条
- (30) 『御堂関白記』長和二年四月二十四日条
- (31) 『御堂関白記』長和二年四月二十五日条
- (32) 『御堂関白記』長和五年四月二十四日条
- (33) 倉田前掲注3論文
- (34) 『小右記』長和五年四月二十三日条
- (35) 野田有紀子「行列空間における見物」(『日本歴史』六六〇、吉川弘文館、二〇〇三年)(五頁)
- (36) 東海林前掲注13論文(四三頁)
- (37) 仁藤智子「都市王権」の成立と展開」(『歴史学研究』七六八、青木書店、二〇〇二年)
- (38) 京樂前掲注4論文(二三〇頁)
- (39) 野田前掲35論文(十三頁)
- (40) 『権記』長保三年十一月十七日条
- (41) 東海林前掲注13論文(八八、一〇六頁)

- (42) 表1参照
- (43) 表2参照
- (44) 東海林前掲注13論文(二六、二七頁)
- (45) 彰子・威子は③④⑤、妍子・威子は⑩。

